

長船荘デイサービスセンター
 瀬戸内市介護予防通所介護 料金表 (1割負担)

R6.6.1 から適用

基本サービス費 (月額)		要支援1		要支援2			
		1,798 円		3,621 円			
加算	加算名	金額		単位	備考		
	サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1	要支援2			1月	
		88 円	176 円				
	科学的介護推進体制加算	40 円		片道	送迎を行わなかった場合		
	栄養アセスメント加算	50 円					
	送迎減算	-47 円					
介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本サービス費+加算の1ヶ月総額) の9.2%						
上記以外の加算が算定される場合や、職員の配置等によって算定される加算が変わる場合があります。 変更になる際は、その旨文書等でご連絡差し上げます。							

食費 (1食)		650 円	
その他	実施地域外地域への送迎	12円	(1kmにつき)
	日常生活費 (おむつ・リハビリパンツ・パット 等)	実費	

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、瀬戸内市が定める公定価格です。
 瀬戸内市規則の変更等により、利用料が増減することがあります。
 その場合には、その旨文書でご連絡差し上げます。

長船荘デイサービスセンター
瀬戸内市介護予防通所介護 料金表 (2割負担)

R6.6.1 から適用

基本サービス費 (月額)		要支援1		要支援2			
		3,596 円		7,242 円			
加算	加算名	金額		単位	備考		
	サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1	要支援2			1月	
		176 円	352 円				
	科学的介護推進体制加算	80 円		片道	送迎を行わなかった場合		
	栄養アセスメント加算	100 円					
	送迎減算	-94 円					
介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本サービス費+加算の1ヶ月総額) の9.2%						
上記以外の加算が算定される場合や、職員の配置等によって算定される加算が変わる場合があります。 変更になる際は、その旨文書等でご連絡差し上げます。							

食費 (1食)		650 円	
その他	実施地域外地域への送迎	12円	(1kmにつき)
	日常生活費 (おむつ・リハビリパンツ・パット 等)	実費	

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、瀬戸内市が定める公定価格です。
瀬戸内市規則の変更等により、利用料が増減することがあります。
その場合には、その旨文書でご連絡差し上げます。

長船荘デイサービスセンター
 瀬戸内市介護予防通所介護 料金表 (3割負担)

R6.6.1 から適用

基本サービス費 (月額)		要支援1		要支援2			
		5,394 円		10,863 円			
加算	加算名	金額		単位	備考		
	サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1	要支援2			1月	
		264 円	528 円				
	科学的介護推進体制加算	120 円		片道	送迎を行わなかった場合		
	栄養アセスメント加算	150 円					
	送迎減算	-141 円					
介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本サービス費+加算の1ヶ月総額) の9.2%						
上記以外の加算が算定される場合や、職員の配置等によって算定される加算が変わる場合があります。 変更になる際は、その旨文書等でご連絡差し上げます。							

食費 (1食)		650 円	
その他	実施地域外地域への送迎	12円	(1kmにつき)
	日常生活費 (おむつ・リハビリパンツ・パット 等)	実費	

上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、瀬戸内市が定める公定価格です。
 瀬戸内市規則の変更等により、利用料が増減することがあります。
 その場合には、その旨文書でご連絡差し上げます。

長船荘デイサービスセンター料金表（非該当）

R6.6.1 から適用

※（予防）デイサービスご利用後に、介護保険非該当と判定された場合等

基本サービス費 (日額)		4,360 円	
加算 (月額)	加算名	金額	単位
	サービス提供体制強化加算 (I)	880 円	1月
	科学的介護推進体制加算	400 円	
	栄養アセスメント加算	500 円	
	送迎減算	-470 円	片道
	介護職員等処遇改善加算 (I)	(基本サービス費+加算の1ヶ月総額) の9.2%	
	上記以外の加算が算定される場合や、職員の配置等によって算定される加算が変わる場合があります。		

食費 (1食)		650円	(おやつのみの場合 50円)
その他	実施地域外地域への送迎	12円	(1kmにつき)
	日常生活費 (おむつ・リハビリパンツ・パット 等)	実費	

※上記の「基本サービス費」「加算」の価格は、国および市町村が定める公定価格を基準にしています。介護報酬告示額等の変更又は介護給付費算定体制の変更等により、利用料が増減することがあります。その場合には、その旨文書でご連絡差し上げます。